

防災対策条例調査特別委員会

(平成29年10月16日)

○ 小林博次委員長

皆さん、こんにちは。

それでは、第6回の防災対策条例調査特別委員会、ただいまから始めさせていただきます。

この前の視察に行ったときに、天正地震で全滅、安政の地震。天正地震は探してもわかりませんでした。安政地震、資料がありましたから、お手元にお配りをしました。資料ですので、また後ほど見てください。

それでは、きょうの議事に入りたいと思います。1番目から、条例の骨子素案をここにきょうは用意をさせていただきました。それから、その次に、ここ、骨子素案に入れ込む条文素案の検討、これについて皆さん方から質問なり問題提起なりございました緊急輸送の確保の問題と津波対策、それから、議員政策研究会から出されました七つの方策、こういうことを中心に条文素案の検討に入っていきたいと、こんなふうに思っています。2点目には行政視察、3点目に今後の日程、こういうことできょうは進めさせていただきたいと思いますが、衆議院議員選挙の最中のごさいます、かなり皆さん日程が混んでおるようなニュアンスでございしますので、きょうのところは要領よく会議を進めていただきたいなど、ということでもよろしくお願いをしたいと思っております。目安は1時間程度ということで、よろしく。

それでは、条例の骨子素案について、事務局、ちょっと説明していただけますか。これやな。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

そうすると、骨子素案はこの次に提案するので、ここに書いてありますが、この次提案するので、きょうのところは、意見があったら出していただけますかと、こういうことがきょうの課題。そうすると、もう1番、2番、一緒にやっていったらいいわけやな。1、2と一緒にやっていきたいと思っております。二つ目の条文素案の検討、もうこれと同時にやっていきたいと思っておりますので。

理事者のほうから、あなた方の挨拶があるかな。

○ 山下危機管理監

はい、危機管理監の山下でございます。本日は、お疲れさまでございます。

この条例につきましては、今、いろいろ骨子素案、次回提案をさせていただく形になるということでございます。

また、議員政策研究会のほうでも七つの提案をされておりますので、それも含めた中で議論をしていきたいというふうに思っておりますが、もう一方、地域防災計画も私どもにございまして、これも議決案件になっているというようなこともございますので、この条例と地域防災計画なんかのことについても、どういう整合をとっていくのかということも今後ご意見をいただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、都市整備部のほうから、きょうの中身、ちょっと説明いただけますか。

○ 川尻道路整備課参事・課長

道路整備課、川尻でございます。よろしくお願いいたします。

防災対策条例調査特別委員会の委員会資料ということで、タブレットのほうに配信してございます資料になります。02都市整備部というものになります。済みません、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 川尻道路整備課参事・課長

じゃ、済みません。先般、7月には、四日市市が管理する緊急輸送道路の耐震対策等についてご説明いたしましたが、前回の委員会では、そのほか主な道路ということございましたので、市内に走っております緊急輸送道路につきまして、国管理の国道とか県道も

含めて確認をいたしました。資料3分の2ページにその状況を記載してございます。

現在、国、県、市におきまして緊急輸送道路にかかる橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁を対象に耐震化が進められております。

耐震化対象橋梁の対策状況につきましては、本市内にある緊急輸送道路にかかる橋長15m以上の対象橋梁は、国管理、県管理、四日市港管理組合管理、市管理、全ての橋梁において耐震対策が完了してございます。

この緊急輸送道路等につきましては、次ページ、ちょっと小さい図面になりますが、こちらに第1次から第3次の県が指定したもの、それから第4次の市が指定したものの路線名等を図面に図示してございますが、この路線にある15m以上の橋梁については、全て耐震対策が完了しておるということでございます。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

この件について。

○ 早川新平委員

ご説明ありがとうございます。

これ今、15m以上の対象橋梁という注釈つきやったけれども、それ以下の橋梁というのは、あるのかないのか。もしあるのやったら、そこもしてあるのかどうか教えてください。

○ 川尻道路整備課参事・課長

15m未満の橋梁も中にはございますが、基本的には15m未満の橋梁で橋脚がないタイプのもの、橋台があって真っすぐかかっている橋につきましては、ほとんど落橋とかが今までの地震でしていないので、対象にしてございません。

ただし、跨線橋、線路の上にかかっている橋とかそういうものにつきましては、15m未満のものでも、それは対策済みでございます。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

引き続き説明してくれるかな、緊急輸送道路について。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

お手元、こちらの紙資料をご用意させていただいておりますA3の資料、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

まず、最初、1ページをご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の会議におきましてこの表をもとにご議論をいただきまして、条例の大きな枠組み、災害予防対策、それから災害応急対策、災害復旧復興対策、この三つとして、今後具体的な条文案のご検討を進めていただくということでご確認をいただいたかと存じます。

これのさらに条例の形にした骨子素案については、委員長先ほどご案内いただきましたように、次回正副委員長のほうで整理をいただきたいというふうに存じますけれども、本日は、この形は変えずに、表の中で黒く塗ってございます緊急輸送の確保、これ、もう既に盛り込むことを確認した事項。それから、左側の七つの方策の中の津波対策。これは、これまでの議論の中で大分議論が深まってきているという中で、この二つの項目に関する条文の具体的な素案を正副委員長のほうでご調整いただき、本日ご提示をさせていただくものでございます。

緊急輸送の確保につきましては、事前の対策と事後の対策、応急対策に分かれるということでもございましたもので、こちらについては条文を2条に分けまして、津波対策の1条と、全部で3条、文案を2ページからお示しをしております。

それでは、2ページから順にご説明をさせていただきます。

こちらは、緊急輸送を確保するために必要な事前の対策として、公共土木施設の耐震化等という見出しで条項を整理させていただきました。これまでの委員会におかれまして、先ほども都市整備部さんからご説明いただきましたように、市内の橋梁の耐震化でありますとか道路、堤防、河川等の土木施設についての災害時の対応についてご議論いただいております、それらを具体化した条項でございます。

なお、当委員会において7月6日に都市整備部さんから資料配付いただきました緊急輸送道路にある耐震化対策についてを、タブレットのほう、05参考資料として掲載をさせていただいておりますので、あわせてご参考としていただければと思います。

それでは、具体的な内容に入ってまいります。

第1項でございます。災害予防対策の中の公共土木施設の耐震化等ということで読み上げさせていただきます。

第1項、市は、その管理する道路、橋りょう、堤防、河川その他の土木施設（以下「公共土木施設」という。）について、災害による被害を未然に防止し、または軽減するため、公共土木施設を平常時から点検し、緊急性の高い箇所から計画的な改修その他の必要な措置を講ずるものとする、というものでございます。

その下、逐条の部分で、【用語】というところをご覧くださいませでしょうか。

「道路、橋りょう、堤防、河川その他の土木施設」（公共土木施設）とは、道路、橋りょう、堤防、河川のほか、公園施設、上下水道施設、港湾施設、海岸保全施設などをいう。という形で解説に盛り込ませていただいております。

その下、【解説】のところ、第1項関係をご覧ください。

この解説の部分でございますけれども、本市が管理する公共土木施設について、災害による被害を未然に防止し、軽減するためには、平常時から点検、計画的な改修その他の必要な措置に取り組んでいく必要があるという中で、市内には多くの土木施設があり、予算に限りもあります。これらの公共土木施設における耐震性や耐久性の状況から、災害が発生した場合に落下や損壊などによって甚大な被害が発生する可能性、危険性のある箇所や緊急輸送や災害応急活動の拠点となる箇所など、緊急性の高い箇所から優先順位を考えて対策を実施、公共施設の耐震化等の着実な推進につなげるという解説となっております。

まず、第1項は、本市としての市内の施設への対策という規定でございます。

なお、条文中に災害という文言がございますけれども、これについては、今後、用語の定義についてご検討いただければと考えてございます。

次に、第2項でございます。こちら、読み上げさせていただきます。

市長は、災害に対する安全性を確保するために必要があると認めるときは、国、県及び防災関係機関に対し、当該国、県及び防災関係機関が管理する公共土木施設の改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする、ということでございます。

今度は、市内にある本市以外が管理する公共土木施設について、これらその管理者に対して必要な措置を求めていくという趣旨の規定でございます。これまでの議員政策研究会ですとか今回の特別委員会の中でもご議論やご意見があった内容を具体化したという条文

でございます。

解説の第2項関係のところにありますように、市全体の防災力を高め、より実効性のあるものとするために設けるといふものでございます。

なお、この条文中の防災関係機関につきましては、今後、こちらも災害と同じように用語の定義についてご検討いただければと考えておりますけれども、ご参考といたしまして、タブレットのほう、06参考資料のほうに本市地域防災計画の中にこの防災関係規定に関する規定がございますので、抜粋して資料としてご提供させていただいております。

それで、次、資料の右側ですけれども、これ、三重県の条例で関係する条項を参考として掲載させていただいております。

第1項については、本市条例案の第1項と同様の趣旨のものがございまして、また、第2項のほうでは、県の立場から市町や関係機関に対する必要な措置を講ずるといふような規定がございます。県条例の第2条には、災害、防災関係機関の定義がありましたもので、あわせて参考として掲載をさせていただきました。

また、その下は、3ページにかけまして他自治体の関係する条項を事例として掲載させていただいておりますので、ご参考としてください。

それでは、引き続き、4ページのほうをご覧ください。

次に、こちらは、緊急輸送を確保するために必要な発災後の災害応急対策として、緊急輸送の確保という見出しで条項を整理していただいております。これまでの委員会におきましても、発災後における早期の緊急輸送の確保は重要とのご議論もございました。これをもとに具体化した条項でございます。

まず、第1項でございます。災害応急対策、緊急輸送の確保。

第1項、市長は、災害が発生した場合においては、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との調整を行うものとする、というものでございます。

下の逐条の部分をご覧くださいますと、こちらの【用語】のところ、緊急通行車両等とはというところで、災害応急対策に必要な物資の輸送や災害応急対策を実施するための自動車をいい、下記の(1)(2)がありますということで、(1)緊急通行車両。こちらは、道路交通法の緊急自動車でありますとか、その他、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために特に必要なものとして政令で定めるということで、例にあるようなものが該当いたします。

その下、緊急輸送車両ということ、これは応急対策に従事する者でありますとか、その対策に必要な物資の緊急輸送、その他必要な措置をとるための緊急輸送を確保するための車両ということ、この二つを明確に対象を決めまして用語として載せさせていただいております。

その下、【解説】のところの第1項関係をご覧ください。

ここのひし形の部分、「調整」とありますけれども、こちらにおいて、解説の中で調整とはどういうものかということ、交通規制のルートや区間、交通規制の内容についての警察との調整でありますとか、緊急輸送道路での道路啓開、とにかく1車線でも通行できるように、がれき等の処理などを行うということ、それに関する道路管理者や防災関係機関との調整など、緊急通行車両等の通行に必要な調整をいいますということで解説を載せさせていただいております。

続きまして、第2項、ちょっと戻って申しわけありません、条文のほうをご覧ください。条文、読み上げさせていただきます。

市は、三重県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、市民等及び事業者に対し、当該通行禁止等の区間等の周知を迅速に行い、緊急輸送の確保に努めるものとする、ということ、ということでございまして、今度は、市民の方や事業者に対する通行規制などの周知規定でございまして、なお、市民等とは、市民と、それから市外の方でも市内に滞在したり通過する人を想定した文言とさせていただきます。

この第2条関係、一番左下からですけれども、解説の部分です。県の公安委員会が災害対策基本法第76条に基づいて交通規制を行い、この第2項で同じく公安委員会のほうが通行禁止区域を周知することは災害対策基本法で義務づけられておるんですけれども、本市としても、本市が迅速に市民などに周知を行っていくことを条例に規定することで市内における早期の緊急輸送の確保につなげることから、こちらの規定を設けておるということでございます。

引き続きまして、第3項、読み上げさせていただきます。

市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、通行禁止等が行われていない道路においても、避難するためにやむを得ない場合を除き、自動車（緊急通行車両等並びに道路交通法第3条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。）の使用を控えることとし、緊急輸送の確保に協力するよう努めなければなら

ない、というものでございます。

こちらは、市民等や事業者に対し、自動車の規制を、使用を控えることを条例に規定しまして、市内における緊急輸送の確保につなげる規定でございます。

右側のページ、解説の記載にもございますように、物資が、大きな拠点施設には届いても、最後の各地域への市民の手元まで届かないなどの課題についても、議員政策研究会時代からご議論もいただいております。地域の交通渋滞を引き起こさないことというのが大切でありまして、円滑な応急活動や市内各所への物資が着実に配送されるために、市民等や事業所に、極力自動車の利用を控えていただくという条文となっております。

その下のひし形に記載がありますように、条文中の避難するためにやむを得ない場合とは、要援護者の避難支援で自動車が必要な場合がありますとか、災害の危険が迫っている状況で緊急を要して、かつ渋滞の心配がない場合などをいうということで解説に入れさせていただいております。

もう一つのひし形のほう、使用を控えていただく自動車ということで、緊急通行車両でない大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車ですと。大型自動二輪、普通自動二輪については、支障となるおそれが少ないため使用を控える対象とはしていません。

なお、原付バイクですとか自転車、リヤカーなどの軽車両については、もうそもそも道路交通法での自動車の対象ではありませんので、この規定の対象とはなりませんというのを解説へ書かせていただいております。

その下、県条例ですけれども、三重県の条例で関係する条項を記載させていただいております。

解説の一番最後に、米印にありますように自動車の使用の制限等に関する県民の義務は、県条例の第54条に規定されております。市民の方が行っていただく具体的な措置などについては、この県条例に基づいて行っていただくということでございます。

以下、他自治体の事例ですとか関係する災害対策基本法の条文を掲載させていただいておりますので、ご参考としてください。

最後、三つ目の条文でございます。

7ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら、津波対策ということで、事前の予防対策でございます。津波対策という見出しで条項を整理していただいております。議員政策研究会における七つの方策の中で、津

波到達ラインを示す標識の設置、こういうようなご提言もいただく中で、この項目に関する条項として具体化した項目でございます。

こちら、4項立てとなっております、まず、第1項、読み上げさせていただきます。

市は、津波が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市民等が迅速かつ円滑に津波からの避難行動をとることができるよう、津波浸水想定区域（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により設定された、津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）の内外を示す標識、津波避難場所の標識、津波の発生を知らせる放送設備その他津波に関する情報を伝える多様な媒体によって、避難のための情報を容易に入手することができる環境の整備を行うものとする、ということでございます。

この下の【用語】のところでございますけれども、津波浸水想定区域とはということで、三重県沿岸に最大クラスの津波が悪条件下、潮位ですとか地盤沈降などをシミュレートした場合において発生した場合の浸水の区域（浸水域）を想定して、県が法律に基づいて設置し、公表している区域というものでございます。こちらを用語のところに入れさせていただいております。

その下、第1項の解説ですけれども、この条項を入れましたのは、津波から命を守るためには、みずからの判断で避難することが重要という前提の中、まずは、そのための整備を市が行っていくという中で、津波発生時にいる場所が避難すべき場所かどうか、どこに避難をしたらいいのかなど、市民の方が容易に入手できる環境の整備ということで、条文の中に一部具体的な標識を入れておるんですけれども、そのほか、解説で補足するような形で、ちょっと分類ごとに、危険を知らせるもの、津波からの避難を知らせるものということで、もう少し解説で補って具体的な媒体を記載させていただいております。

次、第2項でございますけれども、条文のほう、読み上げさせていただきます。

津波浸水想定区域に居住し、若しくは通勤または通学する者は、津波警報等の情報に基づいて自らの判断で避難することができるよう、あらかじめ、津波による浸水から避難することができる場所、避難経路、避難の方法について確認するよう努めなければならない、ということでございます。

ページ右側、解説のほうをご覧くださいますと、第1項で市がきちんと環境整備を行ったら、それをちゃんと見て、市民の方がみずからのご判断で備えていただくという規定としておりまして、この津波浸水想定区域というのは、このひし形のところにありますように、県の試算では最大クラスの津波での本市における浸水想定区域の面積は最大で約19.7

kmとなり、市全体の面積の1割にもなるという想定がなされております。ですので、この第2項からその下の第4項までそうなんですけれども、このような沿岸部の状況を踏まえまして、その浸水区域における市民等や事業所への努力義務を設けるという規定を置いておるといふことでございます。

こちらの津波浸水想定区域の参考資料といたしまして、タブレットのほう、07参考資料ということで、県の試算のものでありますとか浸水区域が色分けで載っておりますので、またご参考としていただければと思います。

あと、第3項でございますけれども、読み上げさせていただきます。

津波浸水想定区域に事業所その他の施設を有し、又は管理する事業者は、災害対策基本法第60条第1項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない、ということで、こちらのほう、今後は事業所の努力義務ということで、避難等の指示があった場合における従業員の安全の確保の規定を書かせていただいております。

その次、第4項でございますけれども、前項の事業者、第3項に規定する浸水区域の事業者は、当該事業者が所有し、又は管理する事業所その他の施設及び土地が津波避難場所又は避難路として津波から避難する者に利用されるように協力するよう努めなければならない、ということで、浸水区域の事業者の周辺にお住まいの方、住民の方が利用できるように協力するよう努めるという規定を第4項で置いております。

資料右側のほう、第4項関係の解説のところ、ひし形のところで、本市では、海岸線から4kmかつ標高5m以内にあるという一定の条件のもとで、津波避難ビルを118、今現在指定しておるといふことでございます。ちょっとこの下線の部分は、また今後の指定状況によって数字が変わりますので、ちょっと一旦下線のほうを引かせていただいております。こういう状況の中でもある中で、事業所さんに協力を求めていくという規定でございます。

そのほか、他自治体の条例を記載させていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

それでは、引き続きまして、私のほうからは、この資料の続きということで、少しタブレット戻っていただきまして、06平成29年10月16日付のページで、04の危機管理監をおあけをいただきたいと思います。

この中身につきましては全部で70ページございますけれども、前段の私の説明では、冒頭の四、五ページのみ説明となります。

タブレットでいきますと、70分の3ページをおあけをいただきたいと思います。

先ほど議会事務局の方からの説明もございましたが、私どものほうで海拔の表示シールをどれぐらいつけているのかということで地区別にご提示をさせていただいてあります。なお、写真にもございますように、これは一部電柱につけたものでございますけれども、一つの例として表記をさせていただいております。合計976枚でございます。

次のページへ移っていただきたいと思います。

先ほどもありましたが、津波避難ビルの現在の状況ということで、現在118の建物を実は指定しております。これも地区別に並んでおりまして、階数別、収容階等も入れた状態で記載をさせていただいております。これがちょうど70分の6まで、合計118建物があると思います。また、ご確認をいただければなと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

説明は、それだけかな。

じゃ、事務局の説明を含めて質問から受けたいと思います。それで、なければ議論に移っていきたくて、そんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これ、たたき台をつくるのに、災害対策基本法、それから地域防災計画、県条例、道路交通法、津波防災地域づくりに関する法律、何かそれぞれ整合を図っていかんとできやんものですから、事務局にかなり汗をかいてもらって理事者と打ち合わせをしておりますので、そのことだけ報告しておきます。

○ 伊藤嗣也委員

逐条解説、4ページの第3項の関係の右側の二つ目の黒四角のところ、読んでいきます

と、普通自動車はだめなんだけれども軽自動車は書いていないですね。ということは、一般的に黄色いナンバーの軽自動車は、使用可という理解でいいのかということ。

○ 小林博次委員長

そうだね。これは、誰が答える。

事務局、調べたか。わかる。理事者のほうでわかる。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

うん。

文言、見当たらんので、調べて、また、報告します。

○ 伊藤嗣也委員

はい。もう一点、済みません。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤嗣也委員

その同じところなんです、大型自動二輪車、普通自動二輪車の後に、サイドカーを含むとなっておりますね。サイドカーをつけたオートバイというと、普通、軽自動車か普通自動車ぐらいの幅になってこうへんのかなと思うんですけど、ここであえてこのサイドカーをカットしておる理由があれば教えていただきたいんですけど。

○ 小林博次委員長

サイドカー、主に警察やけどな、これは。

○ 伊藤嗣也委員

そういうことですか。

わかりました。

○ 小林博次委員長

理事者のほうで、誰かコメントありますか。

その両方とも調べて、また次回にでも報告します。

○ 坂倉消防長

委員長、よろしいですか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 坂倉消防長

済みません。ちょっと今、ネット上で普通自動車の概念について少し調べさせていただきました。

今、区分は普通自動車だと普通自動車免許という概念がありまして、ちょっとこれは、道路運送車両法で普通自動車の区分では、小型自動車と軽自動車と大型特殊自動車と小型特殊自動車以外の自動車となっておりと、こうちょっと記載をされていますので、このところ、この表現やと軽自動車を含んでいないようにもちょっととれますので、もう少し整理をさせてもらって、表現もう少し調べさせてもらって記載をしたいと思います。今、ちょっとやっぱり法律上の概念も少し整理をさせてもらってやりたいと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

同時にサイドカー。

○ 坂倉消防長

そうですね。サイドカーも含めまして、少しちょっと法律上の整理もしてみたいと思います。済みません。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

○ 伊藤嗣也委員

よろしく申し上げます。

○ 小林博次委員長

また、次回に。

○ 森 康哲委員

7ページの第4項関係のところの文言で、津波浸水想定区域の事業所その他の施設をというところなんですけれども、これは、事業者に対していろいろ避難場所や経路を確保するように津波避難ビル等を協力してくれということやと思うんですけれども、これがない地域に関しても、行政が、例えば津波避難タワーとか避難地とか、そういうのを設置していくように以前から要望はあったと思うんですけれども、行政がやる文言というのは、ここには盛り込まないでいいのかな。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは、行政サイドが避難避難タワーとかの設置なんかはどうかというお尋ねだと思います。

今現在、私どものほうで、そもそもこの話題になっている大きな地震から津波がやってくるという、時間的なものだけですけれども、77分とか80分と言われております。したがって、ある程度時間がもしあれば、ある距離の避難はできるという、そのような想定のもと、市内の一応沿岸部を中心として半径500mぐらいに1カ所ずつということで津波避難ビルのほうの一応指定も既に終わっているところです。

したがって、今のところ、私どもとして、津波避難タワーのようなものを設置をしていくという考えについては、今のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○ 森 康哲委員

例えば、競輪場の横の霞ヶ浦南部地域には津波避難ビルがなくて、国道23号を渡るのに非常に危惧される地域だと思うんですけども、平常時でもかなり交通量が多くて大変渡るのに非常に注意が必要なところを、非常時にどのような状況になるのかわからない。そうすると、より遠くへ逃げることができない地域も想定されるわけですよ。

そういう場合に、垂直に逃げれる場所をやはり行政としては考える必要があるんじゃないかというのも以前提案したことがあるんですが、その辺の回答というのは。ない地域に対しての対応は検討していくという答弁だったんですけど、そのときには。

○ 山下危機管理監

先ほど、危機管理室長のほうから、一応500mの範囲の中には津波避難ビルをということで、もうこれの津波避難ビルについては、企業の皆様とか協力をいただいてふやしていきたいという思いはございます。

確かに、委員おっしゃるように、全てのエリアのところから、例えば霞ヶ浦のところから500m以内に津波避難ビルがあるかというところはないということで、その辺のことについては、どういうやり方がいいか、新しい津波避難ビルをつくっていくという方針を出すのもなかなか難しいと思いますので、もう少し時間をいただいて少し議論をさせていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

霞ヶ浦南部自治会の津波避難訓練の際にいろいろ課題が出ているはずなんですね。例えばリヤカーで足の不自由な人を、また、災害のときに災害弱者を搬送する場合に電柱が邪魔になって渡ることができないと、歩道を通れないと。そして、今後予定されている歩道橋に際してもバリアフリーになっていないと。そういういろいろなことが想定されている中で行政がやっていかないかという部分も大事やと思うので、せっかくこういう条例をつくるのであれば、そういうところも行政側からやらなければならないこともやはり文言として盛り込むべきだと思うんですが、その辺、委員長、ちょっと整理していただきたいんですけども。

○ 小林博次委員長

条例上はきわめてシンプルにして、例示のところで、こういうことをしなさいというふうに、そういう方向で整理をすればいいかなと思っているんです。これ、かなり大事な問題で。

森委員、よろしいか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 山口智也委員

森委員に少し関連させていただきたいんですけども、前もちょっと発言させてもらったと思うんですけども、2ページのこの条文のところで、道路、橋りょう、堤防、河川というところ、その他土木施設というところがありますよね。そこに電柱の無電柱化という考え方も入れてほしいなというふうに個人的に思っています。そこも、第1項のところの解説のところにもあるんですけど、緊急輸送や災害応急活動の拠点となる箇所、こうしたところを優先的に、この後の応急のところにも出てくるんですけど、道路啓開というところにも関係してくる部分なので、無電柱化というと、やっぱり予算的な部分で大変大きな課題はあるんですけど、そういうところ、緊急的な大事な道路というところ、やっぱり無電柱化というのもひとつ目指していくとか、そういうところを、前に発言させてもらったんですが、委員長に盛り込んでいただける部分があれば、いただきたいなと思うんです。

○ 小林博次委員長

その辺の考え方、危機管理室か、どこや。道路整備課か。

○ 山下危機管理監

また、これは委員の皆さんのご意見を聞かないかんのですけれども、この中に、明らかなそういう事業、どういった事業をやっていくというようなところを盛り込んでいくかどうかということも含めて、その辺は、なかなか行政のほうも、それをここへ盛り込んででもやっていけるんだということはなかなか言いにくい部分もございますので、この辺、少しちょっと今の段階でそれは入れられる入れやらんという議論というのは、ちょっと申しわけ

ないですけど、私どももいろいろ市内でも議論をせないかんということで、その部分についてはお時間をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

何か優等生みたいな答えが返ってきたけれども、条例上シンプルにして、例示のところ、緊急避難に妨げになるようなそういう道路についてきちっと整備し直せと、こういうことを盛り込んでおきたいなと思いますけど。

○ 山口智也委員

委員長で整理をしていただければありがたいと思うし、全くゼロやと全くゼロで終わっていくと思うので、多分、何もそれはもう盛り込まないという今の返答ですので、また考え方だけでも、方向性だけでも、示していただければありがたいなと。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤嗣也委員

済みません、ちょっと4ページの災害応急対策の車両に関連して、速やかに応急救護所が開設されると思うんですけど、医師や看護師は、今のところ、普通車両、車でそこへ行くことが恐らくこれを見る限りではできないように思うんです。医師に自動二輪車や自転車ということになってしまってもいかなものかという気もしまして、その辺の緊急車両というか、医師、看護師等の応急救護所へ行く体制というのはここで求められるのではないのかと思っておりますが、その辺、委員長。

○ 小林博次委員長

理事者、どうですか。

○ 坂倉消防長

済みません。

まず、大きな病院にはDMATという形で部隊を組んでいただいております。病院にも、いわゆる市立病院、県立には救急車などもありますけれども、多分大きな災害になると、どれぐらいの医師が現場に駆けつけるかとかいうこともあろうかと思えます。そういった面では、緊急指定をその病院のどの車につけるかとかということも、少しちょっと私、今、手持ちの資料がございませんので、一度ちょっと病院側が、大きな災害が発生したときにどうやって現場に駆けつけるかというようなことについて少し調査をさせていただきたいと思えます。

○ 伊藤嗣也委員

消防長、ちょっと私が伺ったのと違うと思うんです。私は、四日市医師会の医師が困っておられて、要は、四日市市が開設する応急救護所というのが各地に何箇所か、そこへ四日市医師会の医師が駆けつける方法が、これやと、そういう緊急車両にもならないし、どうやって行ったらいいのかということ実は相談を受けております。ですから、大きい病院の医師がその病院に駆けつけるのもあるかもしれませんが、その辺の体制、要は車両の考え方。要は、自動二輪車とか、要は自転車を先生用意しておく、各クリニックの先生は用意しておいて。ただ、もう全て医師が割り振りがされておるわけですよ、どこどこのところの応急救護所は何先生とかということ、ちょっと車両の関係を確認したわけなんです。

○ 坂倉消防長

委員、おっしゃるとおりでございます、大きな病院は、それなりの対応はさせていただいておるんですけれども、いわゆる医師会、開業医の皆様がどうやって現場に駆けつけて、ちょっとこれ、健康福祉部も多分かかわってくる案件だと思うんですが、一度。

ただ、私も今の知っている範囲では、言われるように開業医さんの乗っている車に緊急指定とかそういうものが手がついていないのではないかとおは思っております。そういうことも含めて、一度ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

以上です。

○ 樋口博己委員

今、伊藤委員、ドクターというお話であったんですけれども、薬も、これ、協定は結ん

でおっていただくんですけれども、緊急車両ということ指定いただくのに、その業の業者さんが指定されていて、その業者さんが、北部なら北署まで、指定のステッカーというかを取りに行かないかんらしいんですよ。それが取りに行けるのかどうかとかという話もあって、そういったところも含めてちょっと整理いただきたいなと思います。

○ 山下危機管理監

第1条の第1項のほうで緊急車両の通行を確保するためということで、関係機関で十分調整をしてということで条文としてはなっておりますので、これのどういう調整をするかという調整の中に、先ほど言われたようにお医者さんとか看護師さんの通行車両の許可をどのような形で出すのかということは、ある意味、もう条例ということではなくて、どちらかという私どもの運用するというか実際に手続をする中で整理する形になるのかな。例えば、施行規則とか要綱、そちらのほうで議論をされるものではないかなと。この段階で細かく、こういった場合はこう、なかなか条文では語りにくいのかなというふうに思っていますので、いろんな事例を検討していく中で、各部局で検討、例えばごみも一緒やと思うんですが、いろんな部分で検討していきたいなというふうに思っていますので、そういった部分で、この調整の中でやっていくということで規則のほうで定めていくことになるのかなというふうに今は考えております。

以上です。

○ 小林博次委員長

整理の仕方として、条文上はシンプルにして解説の中で可能な限りやっていく、そういうこと。

それから、できれば、あと、行政に対する要望が出てくるのかと思うので、そういうしめくり、まとめ方で最終的に調整していきたいなと。

事前の調整の段階で、例えば緊急車両が通る道路で、車が空っぽで通行止めの場合もあるけど、車がいっぱい止まっていて緊急車両が通るだけ何とかあけてということも想定せんらんとするんだよね。そうすると、一般の人がお年寄りをついで、あるいは、ちょっとした病人をついで、どうやってするのということがあったりするので、やっぱり通行止めになる場所のあるようなところは、脇道、側道、これをあらかじめ整備しておくような、そんなこともやっておくと、これ、本番のとき、間に合わんよと、こんなような

議論も実はしたわけです。

ですから、さまざまな議論を最終的にどこかでは調整していくということで、恐らく道路の整備とか要望、電柱の地中化だとか、それは、別途の要望、要求を出しておくことになるのかな、こんなふうに思っています。

それで、関連でもほかの件でもいいですが。

○ 早川新平委員

資料のほうで、ちょっとこれには余り関係ないのかわからんけれども、津波避難ビルは、四日市は200カ所を想定しているのやけど、この資料のほうでも見ると、118カ所かな。ここからずっと遅々として上へ上がっていかんのやけれども、その原因とか。行政側というのは、この津波避難ビルの指定を当初200カ所というものを想定しているという。問題とか進まない理由というのをちょっと教えてほしいんやけど。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは、現在118カ所という津波避難ビルの現状と、今後もう少しとか今までもっとふやすべきではないかというようなご意見を頂戴したと思います。

現在のところも、民間のマンションさんなんかも特にそうなんですけれども、一般の方がやっぱり万が一の時に立ち入られるということで、そもそもなんですけれども、建物の所有者の方の同意がないことにはちょっと進まないというのが大前提です。私どものほうでも働きかけはいたしておりますし、地元の方々も助けてくれないかということで依頼はされていると思います。その経緯がうまく行ったあかつきに、このような指定ということになっておりまして、私どもとしても、少しばかりですけれども、ちょっとした情報を入れたりしております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

今おっしゃったとおりのことがあるんだけれども、富洲原のあるマンションで協定を結んでくれたんだけれども、自分たちが開錠することを知らずにやっているところという、それが現実にあるんですよ。そういうことを、そんなのなら協定を結んでもろうたらいかんよという話をしたんだけれども、そこからやったら自動でドアが開くような設備をつく

るべきやろうということがあったけど、非常にお金がかかるんでね、そういうときに。だから、そういうふうに誤解されているので、今説明いただいたように、そういう協定を結ぶには至らない。

例えば、責任があるじゃないですか。普通、マンションというのは、エントランスまでは行けるけど、そこから中へは入れないので、地域の間がこういうことがあって、そこへ逃げたときには、もう最終的には壊す以外にはないんやけれども、最近のドアというのは、結構そんじょそこらで壊れやんと思うんでね。だから、そののところでだけきっちり説明して協定を結んでいただかないとというところも。そうすると、行政は自動で開錠するような施設というのはできるわけないので、それは、生の声で2年ぐらい前からよく言われるので。そのの管理人って、ほとんどいないんでね。管理人、昔やったらあったけれども。

それこそ、最悪の結果が起きないようにもう一辺きっちり見直してやらんと、ここにある人たちが全部それを理解しているかという点と、住民の方は理解していないんで、そこに逃げ込んだというところ、最悪の結果にならないように今後ふやしていただきたいんだけど、そのの了解だけをきちっととっていただきたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは、今の現状を踏まえて、もっと広くといいますか、もっと多く指定をしておくべきではないかという点と、もう一点は、既に協定を結んでいる118カ所というものがあるんですけども、その実効性等について、もうちょっと確実なものをということをお願いしたところです。

それで、私どもでも、この4月になりますけれども、全ての津波避難ビルの建物所有者に対しまして、この協定の存在であるとか確認ということでご案内を初めてさせていただきました。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 加納康樹委員

早川委員に場所だけ関連して内容は全く別なんですけど、118ありますよというところで、事務局からも説明してもらって、7ページのところで下線が引いてある、7ページ右側で平成29年10月現在で118の建物を指定していますという、その118の建物という言い方がすごく違和感があって何なんだろうなと思ったら、危機管理室のほうからきょう出してもらった津波避難ビル一覧のほうにも118の建物と書いてある。普通やったら118棟と言うのかなと思ったけど、よく見たら学校とかあるから、複数棟あるからそういう言い方なのかなと思いつつも、でも118の建物と言うのかなとクエスチョンで思っていたら、今、危機管理室長は118カ所と言ったし、この表現というのは、何か正しい表現ってあるんでしょうか。

○ 蒔田危機管理室長

申しわけありません。一応、協定上の中では、それぞれビルと結ぶということになっておりますので、棟数が正解だと思います。私が箇所と言いましたので、これをもって訂正させていただきます。

○ 加納康樹委員

でも、棟数だったら、小学校のカウントでいくと、この118じゃなくなる。もっと多い棟数になるんですよ。この表現は、何が正しいんでしょうかという、それがすごく違和感があるんですけど。

こうやってお伺いしているのも、あくまで、今、事務局のほうから、この解説の中の文章で出てきている言葉ですので、正しい表現は何かなと気になって、細かいんですけど突っ込んで聞いてます。

○ 蒔田危機管理室長

済みません。

再度修正をさせていただきたいと思います。

先ほど冒頭に私が津波避難ビルの箇所ということでご案内をいたしました。今回の条例というか解説に載っているところのほうは棟数のような感じですが、箇所数が正解でございますので、委員がおっしゃっていただいた学校なんかですと複数ありますので、そういう類いで118カ所が正解でございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、後々こっちの事務局の表現も変わってくるという認識でよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

その次の段階で修正させていただきます。

○ 加納康樹委員

そうですね。

じゃ、済みません。もう一点だけ。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 加納康樹委員

それで、その一覧表を見ながらふっと思ったんですけど、危機管理室のほうに聞くんですけど、じゃ、足し算するのが面倒くさいので、今現在118カ所で、収容人員の合計って何名なんですか。

○ 小林博次委員長

勘定していないね。

○ 加納康樹委員

ちょっと手計算が面倒くさいので、多分お手元の資料やったら一発で出ると思うんですけど。

○ 蒔田危機管理室長

済みません。現在、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど回答をさせていただきますと思います。

○ 加納康樹委員

よろしく申し上げます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと、加納委員に関連させていただいて。この津波避難ビルの住所なんですが、富田地区と塩浜地区の一部だけ大字が使われておるんですね。やっぱりわかりやすいことが大事と思ひまして、正確にはそうかもしれないんですが、通称の呼び方があろうかと思うんですが、その辺は、記載というのはどうなんでしょうか。

○ 山下危機管理監

これ、議会のほうでもご質問をいただいて、例えば大字塩浜なんか、結構町名、要するに通称名といいますと、かなりあるものですからわかりにくいということでございますので、どういった書き方、ちょっと一回、その辺は地域の方と話し合いをさせてもらって、併記するのがいいのか、そのまま書いたほうがいいのかというのはちょっと検討させてもらいたいと思います。

○ 山口智也委員

この津波避難ビルでちょっとわからないところがあって、いろいろ地区で指定をされていますけれども、実際その地域で要支援者がどのぐらいで、想定としてこのぐらいの人が避難をしなければいけないという想定のもとでこの指定をしていっているのか、そうではなくて、申し出があったところを機械的にというか、そう指定をしているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは、津波避難ビルの配置といいますか数の部分でということで、対象者も含めてどうだということでお尋ねがございました。

私どものほうでは機械的にやっておりますので、いわゆる500mに1カ所程度ということで地理的な部分だけでやっておりますので、具体的におっしゃられた人数の部分という

のは加味をしております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そうであるならば、せっかく各地区で要支援者の名簿作成もあるわけですので、実態として、その地域に必要なものが指定されているのかどうか、そういった検証はやっぱり必要やと思うんですよ。もし、その必要なところになれば、ほかの委員さんもいろんなところでご提案されていると思うんですけれども、津波避難ビルで不足するのであれば、それにかわる施設なり物をしっかり設置していくというか、そういう検討も必要なんではないかな。単に数をふやしていくというのではなくて、やっぱり実態に即して必要なものを設置していくという考え方が正しいんじゃないかなと思うんですが。

○ 山下危機管理監

これは、委員おっしゃられたとおりの部分もございますし、これは、地域の方で本当にゆっくり、どう避難行動要支援者の方がこのビルへかなり行くということが、すぐにビルへということが正解なのか。ただ、例えば南海トラフ地震やと1時間以上ございますので、もっと西のほうまで、行けるところまで行ってもらおうという考え方が正解なのか。それと、津波避難ビルと言いましても、これ、階段でございますので、実際にその要支援者の方をそのまま上へ上がってもらおうという形も本当にできるのかとか、いろんな部分において、やはりその地域地域において、その方たちをどのように避難させるかというのが、私ども地域で十分議論をしてまいりたいというふうに今思っておるところでございます。その中で、やはり、こういうものがやっぱり要るんだということであれば、そういったものをどれぐらい要るのかということも含めて検討するべきかなというふうに思っています。正直なところ、私どもは、今、その津波避難ビルへ避難をということではなくて、5mラインの西のほうへできる限り逃げてほしいというふうな形で啓発をしておりますので、それでもなお逃げれないということがあれば、そういう津波避難ビルでもという話をしていますので、その避難行動要支援者の方がその5mのところまで行けないのか、はたまた地元の協力によって行けるのかというようなことも含めてやっぱり議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

その話はぜひ早期にやってもらいたいと思います。多分、実態調査をしていくしていくと言っている、これはやっぱり時間的な問題もあるので、その辺、お願いしたいと思います。

○ 小林博次委員長

この問題は、事前の打ち合わせの段階でもかなり議論があって、東日本大震災のときに逃げた距離が大体500m。ですから500m以内にとりあえず何か逃げれる場所がないとまずいなと。

それから、1時間17分後に津波の第一波が到着するので、それまでに可能なところまで逃げれる人、これは逃げてもらう。そういうことやけど、もう死んでいいから逃げたないというのがおるんやわね。それから、もうよう逃げやんと、体が。全然体がついていかんというのは、かなりおみえになるというふうに思うので、そうすると、500mよりももっと短い距離で、例えば救命胴衣が配られておくだとか、さまざまな対応をしておかんとまずいなと。

特に、津波避難ビルの場合、本当にこれ、その地域の人、そこへ殺到したら、入るのかと言ったら入らんわけやわね、全然。だから、現実にこの地域の人どれぐらいここへ逃げようとしておるのというのは、あらかじめつかんでもらって、多過ぎたらこっちへ行ってという事前の打ち合わせをきちっとしておかんと、本番のとき、とんでもないことになる。だから、そのあたりの打ち合わせは、そのこの地区ときちっと打ち合わせをする、そういう作業を、もう大至急、山口委員が指摘するみたいに要るのかなと、そんなふうに思っているんやね。

きょう、ずっと出ている議論、大体そんな議論やわね。

ということで、山下危機管理監、まとめ。

○ 山下危機管理監

今もちょうど、避難行動要支援者の名簿をまとめているところでございますので、この名簿をもうでき次第、早急にそこの各防災組織、連合自治会なんかにもご協力をしていただいて、その辺の方向性といいますか、きっちりと進めてまいりたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

このあたりも、解説で処理することと、それから行政側にいろいろ要望すること、こういう整理をしていきたいと。条文上はもうシンプルに書いて、そういう作業でいきたいと思っています。

○ 森 康哲委員

ちょっと、今、気づいたんですけど、羽津北小学校、いつ指定してくれるの。以前、指定するのはふさわしくないと言って抜いた理由が、米洗川の橋が耐震化されていないので、かけ替えて、ちゃんと避難路の安全が確保できた時点で指定をすることになっていたんですけれども、もう、河川排水課長、あれ、橋はできましたよね。

○ 伴河川排水課長

はい。

○ 森 康哲委員

教育委員会に言うて、外階段つけて、発電機を屋上に設置して、速やかに指定していただきたいんですけど、忘れていませんか。

○ 蒔田危機管理室長

森委員のほうからご提案ございました、確認をして早急に対応できるようにさせていただきます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

ほかにありますか。

今、出たような意見をたたき台として集約を図っておきたいと思います。たたき台のときに、また掘り下げて議論していただく、そういうことで処理したいと思います。

ほかにありますか。とりあえず、きょうは、こんなところでよろしいか。

○ 早川新平委員

最後に、ちょっと済みません。

さっきの津波避難ビルからこの条例にするのには、ちょっとずれていったかなというけど、私は大事なところやでいいと思っておるんですけど、先ほど最後に、ここにも書いてあるように、第4項関係のところから海岸線から4kmかつ標高5m以内にあるところで、今も標高5mまで逃げてくださいが主流やと。

だけど、地元へ行くと、さっきの議論で、どっちなんやというのが本当にあるんですよ、問題として。だから、行政の立場としては、こっちへ行ったら100%安全と言い切れないからというどこかに気持ちがあると思っておるんです。それで、地域の人、言うわけ。絶対ここで大丈夫なのかと言われるんですよ、中学校で。だから、標高5mのところまで、要は、うちらやったら大矢知まで逃げてください、なおかつ逃げれない人はと言うても、ダブルスタンダードみたいになっているので、それがその理由というのをきっちり広報でもやっぱり書いておいていただかないと、信じやん人は絶対信じないので。大矢知まで行ったらいいですかと僕らに言うても、そこまで言うんやったら、御在所の上まで逃げてくださいと僕は言うんやけれども、行政マンって、絶対言えへんので。だから、そのところ、これ、ダブルスタンダードになっておるのが、一般の方って結構、私の周りでは多かつたんでね。そのところだけ説明できるように、広報をまたしていただきたいなと思っておるのやけど。

○ 山下危機管理監

確かに避難所、指定避難所に逃げる、それと5m以上に逃げると、これ、いろいろあつて、やっぱりそのケースケースによって、例えば雨のときなんかは、そんな5mまで逃げる必要もないような状況が多いものですから、それが指定避難所ということもあつたりとか、はたまた自分の家の2階へ避難というやり方もありますので。南海トラフに限って言えば、この5m以上来ないということは言い切れませんので、できる限り高いほうへ逃げていただければ、さらにそれがもっと高くなつたとしても対応できるだろうと。

それと、やはりどれだけ頑張つたとしても、そんな全員が逃げれるような津波避難ビルを全部つくるって、そんなことは到底不可能ですから、やはり、元気な方というか逃げれ

る方は5 m以上、西へ行っていただくということは思っております。

ただ、津波避難ビルも命を守るために大事でございますが、ただ、津波避難ビルも、少しやはりいろいろ考えますと、できる限り津波避難ビルじゃないほうのところへ逃げていただきたいというのが、一つトレイの問題をとっても、そこにおれば、トイレってそんなに津波避難ビルにあるわけじゃございませんし、そのほかに水とかいろいろ供給するにも水がついていては、なかなかそこも行きませんので、できる限り西のほう、5 m以上に逃げてほしいというのが今の私ども考え方でございますので、このことについては常々啓発を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

危機管理監がおっしゃるとおりなんやけど、ここだけの議論やなしに、市民に向けて、市民はどっちなんやという声があるので広報をやってくださいと、そこだけなんですよ。

以上です。

○ 山下危機管理監

早川委員がおっしゃるように、市民の方に理解をしてもらえるような広報をしていきたいということです。

以上です。

○ 小林博次委員長

この辺、大事やと思うんで、元気のいい人間が1時間で歩ける距離って、4 kmなんです。だから、ちょっと高齢社会やから、もう入り口から無理な人たちがかなりおるということは想定をして、だから、自分で身を守ってくださいというのが第一で、できるだけ1時間17分あるから遠くへ逃げてくださいと。逃げられやん人について、津波避難ビル、近くに逃げ込んでくれと。この近くに逃げ込んでくれのほうが、多分かなり多いので、どのビルに、どの辺の層が逃げたらいいのか、これ、やっぱりあらかじめ議論しておかんと、いざというときには、訓練でできやんものは本番で全くできやんので。そういうことを地域でやっぱりきめ細かく打ち合わせして理解をいただく。危機管理監答弁されたように、そういうことがあらかじめきちっとされないと、なかなか難しいところがあるかなと。

あとは、きょうの論議には出ていませんが、ある逃げられやん地域の人たちには救命胴衣を無償提供しておくか、有償で提供するか、それからシェルター、さまざまな方策があるので、そういうものはきちっと列記しておく、同じところに。自分で身を守れよと書いて、それから、きちっと書いておく。そういうことを書いて見せると議論になるので、議論をきちっと深めておく。こういうことが極めて大事かなと。条例上はシンプルにきゅっとまとめますからということです。

○ 伊藤嗣也委員

最後にします。

今後、委員長にお願いですが、逐条解説、本当にまとめてわかりやすくしてもらったと思うんですが、今後条例に下の規則をつくっていくとか、運用に当たって逐条解説がすごく大事になってくると思いまして、私が意見申し上げました医療従事者であったり、樋口委員が薬の件でもありますが、その辺も少し逐条解説のほうに盛り込んでいただくと、今後ありがたい。ひとつよろしくお願いします。

○ 小林博次委員長

きょうの議論は、大体このあたりで集約させていただいていいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

そうしたら、きょう、もしくは以前に出ている意見も含めて骨子素案をつくって出したと思いますので。これだけはどうしても入れておいてというのがあったら、入るかどうかは別にして、また申しつけてください。よろしくお願いをしたいと思います。

では、二つ目に移りたいと思います。

資料はなかったか。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

資料があるね。

事務局から、ちょっと資料の説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

タブレットのほうに他自治体における条文の前文の事例ということで前回請求のほうをいただいておりますもので、08の条例前文というところで、お聞きいただきますと、議員提案条例と首長提案条例の二つに分けて、21自治体ほどの事例のほう、ちょっと上げさせていただきましたのでご参考としていただければと存じます。

○ 小林博次委員長

そういうことな。

○ 一海議会事務局主幹

事務局からは以上でございます。

○ 小林博次委員長

じゃ、次、行っていいな。

これ、資料。説明するの。

○ 蒔田危機管理室長

私のほうからは、前回の中で委員のほうからご質問等ございました部分ですけれども、先ほどの私どもの危機管理監の資料で70ページほどありますということで冒頭申し上げましたので、その続きということでお示しをさせていただきたいと思います。

4番の危機管理監をおあげいただきたいと思います。

前回ございましたのは、避難実施要領のパターン、具体的なパターン等がありますかということでご質問等を頂戴いたしまして、今回の資料ということでつけさせていただいております。

実は、この避難の実施要領のパターンですけれども、国民保護に関して、避難の実施要領を事前につくっておくようにということで指示があったものでございます。

ちょうど目的につきましては、70分の9ページをおあげいただきたいと思います。

この場ではご説明を省略させていただきますけれども、避難実施要領作成の目的というのは上段のほうにございます。

次ページ、70分の10のほうへお移りいただきたいと思います。

70分の10ページのほうでは、特に下段のほうにこのパターンにつきましてということで、ちょっと表のようなものが次のページにもまたがっております。パターンの1ですと、弾道ミサイルの攻撃の場合、2からちょうど5まではゲリラ等の部分、次ページへ移りますけれども、緊急対処事態の場合ということで、合計七つのパターンで準備をしておくようにということでつくってございます。

続きまして、70分の12ページのほう、お移りいただきたいと思います。

特にこちらのほうにつきましては、住民避難の基本的なパターンということで、70分の12ページと次の13ページに、それぞれ屋内の避難、市内の避難、それと少し大きくなりますけれどもエリアが広がります、県内の避難、県外の避難ということで、四つの大きなパターンがあるということでこちらのほうにはお出しをさせていただきました。

以下の部分につきましては、ちょっと今回は省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

これは、また資料を検討しておいてください。

質問はありますか、この資料に対する。いいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、また精読して、次回あれば出してください。

その次、行政視察に移ります。

事務局からちょっと説明してください。

○ 一海議会事務局主幹

タブレットのほう、09行政視察行程表のほうをおあけください。

前回ちょっとご案内したところから2点ほど変更がございます。

よろしいでしょうか。済みません。

1点目ですけれども、前は、行きですけれども、小倉でのお乗りかえということだったんですけれども、みずほのほうがちよっと座席もゆったりという中で、ご意見などもいただきましたもので、1本電車が早くなるんですけれども8時31分に四日市を出発していただいて、名古屋から新幹線に乗って、新大阪で乗りかえという形をお願いさせていただきたいと思います。新大阪で少し時間がありますので、お弁当などをご購入いただく時間がございますので、ちょっとそのあたりを記載させていただいております。

それから、視察のお時間ですけれども、マイクロバスで移動させていただくんですけれども、渋滞なども考えられて少しお時間がかかるということで、視察時間のほう、午後2時半からということで、相手さんと調整のほうをさせていただいて、このようにさせていただきたいと思います。

あと、宿泊地が決まりましたので、お入れさせていただいております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

という日程内容ですが、とりあえずそんなことでご了承ください。いいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

では、その次、今後の日程ですが、第7回の特別委員会、11月14日午前10時から確認されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この次は、今の資料のこともありますし、それから骨子素案の提案を示させていただきたいなど、こんなふうには思ひますので、ご議論よろしくお願ひいたします。

きょうはこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

14：53 閉議